

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	子ども未来課	
件 名	楽田子ども未来園空調機更新工事	
契 約 内 容	保育室の空調機が、老朽化により使用できなくなったため、更新工事を行う。	
契 約 期 間	令和2年8月19日から令和2年9月18日	
契 約 締 結 日	令和2年8月19日	
契 約 相 手 方	株式会社技研サービス	
契 約 金 額	846,615円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <input type="radio"/> 第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く）） <input type="checkbox"/> 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。 <input type="checkbox"/> 第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。 <input type="checkbox"/> 第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。 <input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。 <input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。 <input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 <input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき。	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>今回不具合が生じた空調機は、保育室の空調として使用している。児童が低年齢であることから、体温調節が未熟であり、また保育時間内に昼寝を行うことから、ここ数日の高温多湿の状況で空調機が使用できない場合、熱中症等により体調不良を引き起こす危険がある。それに加え、楽田子ども未来園では、保育室の空き部屋がないため、児童を他の部屋へ移動させることも不可能である。</p> <p>また、子ども未来園の空調設備については、施設一括管理委託契約において保守点検業務を委託している。そのため、今回の不具合発生時に受注者である株式会社技研サービスに対応依頼をし、工事概要を把握している。</p> <p>以上の理由から、早急に空調設備の更新を行う必要があり、対応可能な業者が株式会社技研サービス以外ないと判断し、随意契約するものである。</p>	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 子ども未来課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	都市整備部 水道課	
件 名	白山浄水場ろ過池流量調節弁修繕	
契 約 内 容	減速機内のオイルシール交換（2基）	
契 約 期 間	令和2年8月21日から令和3年1月29日	
契 約 締 結 日	令和2年8月20日	
契 約 相 手 方	（株）前澤エンジニアリングサービス	
契 約 金 額	352,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 ○ 第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く）） 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。 第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。 第5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき。 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。 第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 第9号 落札者が契約を締結しないとき。	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	修繕の対象となっているろ過池流量調節弁は、上記選定業者の製品である。また、流量調節弁は木曽川表流水を急速ろ過処理する上で、ろ過量を調節することから、非常に重要な設備となっている。よって、設備構造を熟知し、且つ迅速な修繕を実施できる同業者を選定したものである。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 水道課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	環境課	
件 名	都市美化センター焼却施設 2号押込送風機整備工事	
契 約 内 容	都市美化センター焼却施設 2号押込送風機整備	
契 約 期 間	令和2年9月29日～令和2年11月30日	
契 約 締 結 日	令和2年9月28日	
契 約 相 手 方	株式会社 川崎技研	
契 約 金 額	1,760,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>・都市美化センターの焼却施設は、各工程順に連続して配置された複数の設備が、一連の連続した処理を行うことにより、排出される排ガス・焼却主灰・飛灰等に含まれる有害物質の量を低減した可燃ごみの焼却処理を行うことが可能となるように設計及び施工がなされている。そのため、本工事の施工事業者に対しては、本工事で取替を行う2号押込送風機を含む送風設備に関してはもちろんのこと、焼却施設全体の各設備に関して、それらの構造・性能・運転に関する制御等を熟知していることが非常に強く要求される。</p> <p>本工事は、2号押込送風機の電動機の取替及び吸込み口の変更で、既存の各設備の設計・施工事業者である株式会社川崎技研に本工事の施工を行わせることによって、当該事業者には、本工事施工後の焼却施設全体としての性能を保証させることが必要となる。</p> <p>上記の理由により、平成20年度竣工の大規模補修工事の設計・施工事業者である、株式会社川崎技研を本工事の契約相手方として選定した。</p>
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 環境課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	消防総務課																	
件 名	防火水槽撤去設置工事																	
契 約 内 容	防火水槽撤去工 N=1式 防火水槽設置工 N=1式																	
契 約 期 間	令和2年9月8日から令和3年3月19日																	
契 約 締 結 日	令和2年9月7日																	
契 約 相 手 方	大竹建設株式会社																	
契 約 金 額	10,395,000円																	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○ 第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>		第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。	○ 第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																	
第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																	
第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																	
第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																	
○ 第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																	
第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																	
第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																	
第9号	落札者が契約を締結しないとき。																	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>本工事は、愛知県が実施する県道春日井犬山線拡幅工事に伴い支障となる防火水槽を、愛知県の公共補償を受け撤去及び県道歩道内に新たに設置するものであり、公共補償の協議が先日完了したため契約するものである。</p> <p>県の工事計画では、既設の防火水槽がある箇所は撤去後に車道となるため、転圧不足による路面沈下等の瑕疵を明確にする必要があることから、本工事は県道工事と同一業者で施工する必要がある。</p> <p>以上のことから地方自治法施行令第167条の2第1項6号（競争入札に付すことが不利と認められるとき）に該当するとし、県道工事を受注している大竹建設株式会社と随意契約を結ぶものです。</p>																	
その他特記事項																		

※ 本件についてのお問い合わせ先 消防総務課